

議案第89号

松阪地区広域衛生組合規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、松阪地区広域衛生組合規約（昭和48年松阪地区広域衛生組合規約第1号）の一部を変更する規約を次のように定めることについて、関係地方公共団体と協議するため、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和4年6月16日 提出

松阪市長 竹上真入

松阪地区広域衛生組合規約の一部を変更する規約

松阪地区広域衛生組合規約（昭和48年松阪地区広域衛生組合規約第1号）の一部を次のように変更する。

第5条第2項を次のように改める。

2 組合議會議員（以下「組合議員」という。）の定数は17人とし、関係市町ごとの定数は次のとおりとする。

松阪市 13人

多気町 2人

明和町 2人

第5条第3項中「前項第1号」を「前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 組合議員は、関係市町の議会において、その議会の議員のうちから選挙する。

第7条中「関係市町の長、または」を削る。

第9条第1項中「副管理者2人」を「副管理者3人」に改める。

第9条の2第2項中「管理者の属する市町」を「松阪市」に改める。

第10条第1項を次のように改める。

管理者は、松阪市長をもってあてる。

第10条第2項中「副市町長」を「副市長」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 副管理者は、多気町長、明和町長および松阪市副市長をもってあてる。

第11条を削り、第12条を第11条とし、第13条を第12条とする。

附 則

この規約は、三重県知事の許可の日から施行する。